

第 17 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月24日(金) 午前9時36分から9時49分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	3番	久保田	力雄	4番	砂坂 浩一郎
	5番	小山	幸良	6番	寺内 秀昭
	7番	河野	律雄	8番	古市 道則
	9番	中畠	一三	10番	中之藪 堅二郎

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	崎田	善昭	ロ.	向井	克巳
ハ.	中園	廣行	ニ.	中峯	哲義
ホ.	片板	大作	ヘ.	雨田	俊孝
ト.	原田	晃生	チ.	小脇	尚武

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第17号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田	直樹
農地振興係長	戸川	修一郎
農地振興係	日高	美保
農地集積支援員	牛野	学

7. 会議の概要

事務局 本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立し

ていることを報告いたします。

議長 ただいまから、第17回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい
でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号2番 牛野
進一郎委員、3番 久保田力雄委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第
1項の規定による令和3年度第17号農用地利用集積計画書(案)に対する
意見決定について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。
資料2ページをお開きください。

議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和3年12月28日
を公告日とする農用地利用集積計画 使用貸借権1件・農地中間管理権
2件を定めたいので承認を求めるものです。

資料は3ページをご覧ください。

基盤法による利用権設定です。期間の始期を令和4年1月1日から令和
13年12月31日の10年間を終期とするもので、地目は畑で●●㎡の1件
となっています。

それでは資料は4ページをお開きください。計画内訳書について説明い
たします。

1番、利用権を設定する者は、福岡市早良区○○××-×× A・78歳、
利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B・41歳です。Bの
経営面積は●●㎡。申請地は○○字△△××番、地目は畑でビワ・みかん
が作付けされています。この土地は所有者からの希望もあり荒らさずに管
理してほしいとのことから、10年間の使用貸借です。図面は5ページに添
付しておりますので見て頂きたいのですが、今回申請のあった箇所の隣地
である××番は、現在Bが耕作していることからA氏が相談したところ管
理をしてくれることになった次第です。

次に6ページをお開きください。

農地中間管理権の設定です。公告年月日は基盤法によるものと同様で令
和3年12月28日。期間は令和3年12月31日から令和13年12月30日
までの10年間が2件で地目は畑が1筆・田が5筆です。

7ページをご覧ください。計画内訳書の説明をします。

1番は、○○××番地 C・84歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公
社を通じ、備考欄に記載してあるとおりDが耕作者となっております。土
地の所在が○○字△△××番 外4筆で面積合計は●●㎡で水稻の作付
けを行い、賃借料は年間10アール当り〇万円です。図面は8ページに添付

しております。

次に2番は〇〇××番地 Eから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Fへの貸し付けです。土地の所在は、〇〇字△△××番で面積が●●㎡の内●●㎡、賃借料は年間10アール当り〇万円です。図面は9ページに添付しておりますのでお目通しください。

賃借権及び中間管理権等を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「はい。」の声あり）

議長 11番委員 はい、11番委員。
4ページのBの件ですが、隣の土地の××番、これをBが耕作しているという説明でしたが、この土地は以前に賃貸借権なり使用貸借権なり議案として出ておりますかね。初めて聞くようですが。

事務局 11番委員 この土地については、基盤法による利用権設定をしております。
私の記憶違いでした。

議長 よろしいですか。

11番委員 はい。
議長 他に質疑はございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：G、譲受人：Hを議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。事務局。
資料の10ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 G。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Hです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

その他 同字××番 外4筆を含み、地積合計が●●㎡となります。

この件につきましては、11ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は12ページから添付しています。

この件につきましては、12月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、9番委員。

9番委員 それでは説明いたします。GさんとHさんの関係は、(Hさんの)お母さんがGさんと姉弟ということであります。この土地について耕作を10年以上、Hさんがやっております、本人も耕作できないということでそのまま贈与するという形であります。皆さん方のご審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。以上で説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇字△△××番 外27筆を議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料18ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は、現地調査の結果農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番、台帳所有者が愛知県名古屋市〇〇××-×× I。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は畑、地積は●●㎡です。外27筆で合計が28筆、地積合計は●●㎡になります。

参考資料として21ページから現地調査資料を添付しております。

この28筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、12月10日の現地調査において、会長・月担当委員、事務局で現地確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。